

令和4年6月17日（金曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	徳廣誠司
情報防災課長	村越淳	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	渡辺健心
まちづくり課長	金子伸	産業推進室	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	河村孝宏	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

令和4年6月第23回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和4年6月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：8番及び9番）

日程第2 議案第1号から第5号まで及び第7号から第9号まで

（常任委員長の報告・質疑・討論・採決）

日程第3 議案第11号

（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

●町長から提出された議案

議案第 11 号 令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算について

## 議 事 の 経 過

令和4年6月17日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。  
これから、本日の会議を開きます。  
これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。  
諸般の報告を致します。  
初めに、遅刻者の報告を致します。  
小永正裕君から遅刻の届け出が提出されましたので、ご報告致します。  
これで諸般の報告を終わります。  
日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許します。

質問者、濱村美香君。

5番（濱村美香君）

おはようございます。  
町内のあちらこちらでは、アジサイの花が満開です。長引くコロナ禍で落ち込んだ気分を少し上げてもらえる、今日このごろです。  
早速ですが、本日は通告書に基づき、4つの項目について9つの質問をさせていただきます。  
初めに、町道の整備について質問致します。  
町内には、現在、3つの避難集会所が整備をされています。避難集会所はその名のとおり、発災時の避難場所として活用される場所です。集会所に向かう道は安全でなければならないと考えます。  
まず初めに、浮津避難集会所に関して質問を致します。  
カッコ1、浮津地区に整備された浮津避難集会所に接続される町道の整備計画はありますか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

おはようございます。  
それでは濱村議員の、浮津地区の町道整備計画についてお答え致します。  
浮津地区の高台に建設された避難集会所に接続する町道は、浮津奥尾線でございます、延長は240メートル、幅員2.9メートルから4.5メートルの道路となっております。  
整備計画につきましては、道路事業計画に挙げております。事業開始年度と致しましては令和6年度を予定しておりまして、社会資本整備総合交付金事業と高規格幹線道路関連の高知県補助事業である周辺整備事業にのせて進めてまいります。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

浮津地区からの地区要望としても上がっていると思いますが、令和6年度の工事に向けて着々と、滞り

なく進捗（しんちよく）をしている状況でしょうか。

また、浮津地区についてのその回答はどのようになっていますでしょうか。地区要望が上がっていると思います、浮津地区から。それに向けてのその回答はどのようになっているのでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

再質問にお答え致します。

今年度におきましても浮津地区からの要望で、避難集会所への拡幅、拡張工事をお願いしたいという要望は上がっております。

町の回答と致しましては、今調整中でございますが、先ほど答弁をさせていただいたように、事業計画にも載せていますので、今答弁をした内容について回答をする予定としております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

令和6年度という、すぐのことになってくると思います。そのための準備、進捗（しんちよく）は滞りなくできているのでしょうか、という点についてはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

失礼しました。再質問にお答え致します。

周辺整備事業というのは、高規格道路範囲で500メートル以内でしたら地区要望にかけて、町道とか農道とか赤線とか水路とか、そういう整備を載せることができます。その事業につきましては、建設課高規格道路推進係の方で地区へ入り、今年度まとめ、覚書を交わす予定をしております。来年度、県のヒアリングを受け、その事業に向けて進めているところです。

よって、令和6年度から設計委託業務を発注し、設計を整えた後、7年度からの工事着手という予定でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

理解できました。

カッコ2の質問に移ります。

昨年整備された出口集会所は、県道から上がった終点にあります。その先は行き止まりとなっております。県道が津波等で浸水した場合、孤立する形になります。

町道の整備の計画はありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

それでは、町道整備についての2番、出口避難集会所からの町道整備計画についてお答え致します。

出口避難集会所までの町道は、南ナライバ線でございます、延長110メートル、幅員5メートルから

8.9 メートルの道路となっており、集会所までの町道となっております。

整備計画につきましては、集会所につながる道路として高知県の緊急避難道路事業で整備をしたもので、それ以降の道路事業計画は、現在のところございません。

今後の計画においても、現段階でいつごろになるか時期的なことをお示しすることはできないのが現状でございます。来年度の道路事業計画においても、現在事業を進めている路線のみの計画となっております。また、令和6年度においても新たな計画路線を入れていく予定でございます。

よって、新規路線の計画については、町内各地区からの要望も踏まえ、対応していかなければならないと考えております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

出口の避難集会所の前についている町道はとても広くて、避難するに当たっては、支障は起きにくいぐらいの道幅があります。しかし、避難集会所に併設されている消防自動車、消防車等は、やはり孤立してしまうと出勤もできなくなりますし、そこでもう動くことができなくなります。

高台の方にやはり抜ける道がないと、なかなか避難集会所としての役割、消防屯所としての役割が果たせないんじゃないかと心配がありますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

消防屯所が併設されていることも承知しているところです。地区からの要望についても、この路線につきましても要望が上がってきております。

県道出口古津賀線の方へつなげる町道整備をお願いしたいというところがございますが、高台に道を造っても、どちらにせよ今の町道についても県道から上がっていく道ですし、新たに町道を新設しても県道へ下りていくと。そこはやはり浸水区域ということにもなりますので、やはり整備するにしても、その災害が起きたときには災害収まってからの消防車の出勤というようなことになると思いますので、今のところ、そういうところでの整備計画としては考えていないところではございますが、そこについても情報防災課、担当の方との今後の協議が必要になってくると考えております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

町内にはたくさんの整備が必要な町道というのがあると思うんですけど、やはり避難集会所としての機能を果たせるような整備というのも必要ではないかと思えます。

続いて、カッコ3の質問を致します。

高台へとつながる道路の整備は、防災の観点からは命を守る道となり、さらに、若者定住の可能性を広げる大切な施策となると考えております。

町の考えを問います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

3番目の、高台へつながる道路の整備についてのご質問にお答え致します。

濱村議員ご質問のとおり、防災の観点からも、浸水区域から高台への道路整備および宅地造成事業は、黒潮町にとって大変重要な施策の一つとして認識しております。昨年度、実施したアンケート調査の中でも、年齢が若くなるほど、高台に宅地が整備されたらすぐにでも引越しをしたいとの回答が多くございました。若者だけではございませんが、高台への宅地整備は、安心して暮らすことができ、町の人口減の抑制にもなる可能性を広げる施策であると考えられます。

将来における道路事業計画には、高台の候補地の選定から始め、進めていくべきと考えますが、まずは、目の前に計画しているハード面の事業を確実に執行していき、現在の生活を守っていく上で、安心して安全な道路整備事業を進めていかなければなりません。

そのような中でも、昨年度から進めております本庁舎東側の入野地区宅地造成事業を、地元のご理解を得ながら事業化に向け取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

過去に出口地区は集団移転を望む声上がり、検討を重ねてきましたが、さまざまな課題がクリアできずに集団移転を断念せざるを得ませんでした。それ以降、3組の若い新婚夫婦が四万十市の平野や古津賀に宅地を確保して、わが町を出ていきました。10名余りの人口減です。今のうちの町にとってその人口減は、これからの目標、2060年に6,800人という目標を達成するためにとっても大きな数字だと思います。四万十市への人口流出をくい止める南の関所は、出口、田野浦だと思っています。東の方では、やはり拳ノ川、四万十町に人口流出しないようにという関所だと思っています。

浮津避難集会所、出口避難集会所の周辺には、宅地となり得る土地があります。しかし、整備がない所に宅地はできません。宅地確保のためにも、まず町道の整備をというふうに考えます。町道の整備ができることで、避難集会所周辺の利便性が良くなり、宅地造成も進み、高台移転や若者定住につながると考えますが、その点はどのように考えますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、今濱村議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、安全な住宅地が不足して、若い家族の方たちが町外へ出ていってしまうのではないかと、これはまさしく、私が最も危惧（きぐ）していることでございます。

今のご質問には、既に3組町外へ転出しているというお話を聞きまして、大変残念に思っているところでございますけれど、この黒潮町にとって、南海トラフの厳しい新想定を受けた町としては、非常にこの部分は震災前過疎の現象として非常に危惧（きぐ）しているところでございます。そのために、どうしても津波浸水区域外の安全な住宅地の確保というのは、非常に大事な課題だと深く認識をしております。

かつて出口で平成25、26年にやったのは、これは防災集団移転促進事業という国の制度を使って、どういうふうにできるのかの勉強会でした。これは事業を実施するというよりも、勉強会をしてみようということで2年間やったわけですけれど、その結論としては、やはり家が現在残ってる状況で集団で移転するというのはなかなか、補償費も含めると事業的に困難であるというところで、これはいったん中止という形でずうっときているわけでございますけれど。

それと同じように、町内各地域で、やはり安全な住宅地の確保。これは非常に大切で、今後何らかの具体的な施策を取らなければならないと思っていますところでございます。今、佐賀地域の方では事前復興を前提にした取り組みを今年度からやっていく予定ですが、最終的には、町全体にそれを広げていく予定でございます。ただ、時間が相当かかると思っております。だから、もし可能性があるのであればですね、事前に計画できれば事前にそういう事業に着手することも必要であろうかと思っております。それは、一つの例が本庁役場東側の土地を高規格道路の発生土を利用した開発というふうな方法。具体的なことができる状況、あるいは民間企業の参入なんかが見込まれる所、そういうところでも見込まれるとですね、事前に着手することもしていかなければならないと認識はしておるところでございます。

ただ、もう一つ一方、そういう大きな課題がある前にですね、まだまだ出口のように避難場所、避難集会所ができてない所もでございます。具体的言うと、まだ早咲地区の避難集会所、それから上川口の避難集会所、そしてさらに有井川の消防団の区域、そういうような所が先行して課題としてありますので、そこからやはり最優先で進めなければならないと思っていますところでございます。

いずれにしても、将来のまちづくり、これから課題山積でございまして、しっかりと優先順位を決めて事業を進めなければならないと思っていますところでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

2060年に人口6,800人を目指すために、大きな事業も計画しながら、こう短期間でできる小さな事業ということもあると思います。以前にも、そのように町長も言われておりました。なので、その地区でできることもあるかもしれません。全て行政をお願いをするということではなくて、地区でできることをしながら行政の力も借りて、何とかこう高台に宅地を確保できるような方法を取りたい、そのように思っている地域もあると思います。そのために地区要望が毎回毎回、あきらめもせず同じ項目出されているんだと思います。

で、若者が高台に上がるというと、若者だけ助かるように思いますが、そうではないと思います。何かあったときに、低地にいる親が息子たちの所、娘たちの所に避難ができるという。仮設住宅を建てる前に、まず子どもの家に避難できる、そこで過ごすことができるという、発災後のその対策にもなると思うんです。なのでそこらへんも含めて、町の真ん中に大きな団地も必要ですけども、やはり各細かな地域に高台に宅地が確保できるような、あまり大掛かりなことではなくて構いません。なので、町道の整備からそのように思いますが、その点、町長もう一度お願いしていいでしょうか。

細かな計画、事業の進捗（しんちよく）についてお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

濱村議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

大きな開発ではなくても、小さい事業で可能性があればできるだけ早くというふうなご意見だと思うんですけど、私もそういうふうな思っておりますけれども。

ただ、例えば出口の集会所の話がありましたけど、あそこに道をつけるにしてもどういうふうな、将来の道と人が住む所の関連性、計画がしっかりできないと、またまた造った後に難しい状況が生まれる場合



もでございます。従いまして、一つの計画を作るときはやはり総合的な観点で見て行って位置付けていかなければやはり将来後悔するようなこともございますので、その兼ね合いですね、関連性をしっかり調査して、計画を立てながらやっていかなければならないと思っています。

ただ、小さい開発、特に民間の事業者も含めて、これから可能性については検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

ありがとうございました。

続いて、2 つ目の質問、ごみ出しの課題についての質問に入ります。

高齢になると、重たいごみ袋を持って長距離歩くことができなくなります。シルバーカーに乗せて移動できる距離には限界があります。

カッコ1、ごみステーションを増設してほしいという声が年々増えてきています。役場の方にも地区からの声として上がってきていると思いますが、町の対応はどのようになっていますか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは濱村議員の一般質問、ごみステーション増設の要望についてお答え致します。

議員ご質問のとおり、ごみステーションの増設の要望は増えてきております。この背景ですが、高齢化に伴い、収集場所までの持ち込みが困難となる方が増えていることが原因の一つだと認識をしております。

町の対応としましては、直接的な対策としまして、新たなごみステーションの設置があります。収集場所までの距離を近くすることで負担軽減を図るためです。これについては、家庭ごみ収納庫を設置する地区に対して費用の一部を補助する、黒潮町家庭ごみ収納庫設置費補助事業を平成30年度より実施をしております。地区に対する補助事業であることから、区長会等を通じて補助事業の紹介をしているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

平成30年から収納庫の設置費の補助事業が始まったということですがけれども、これまでの実績はどのぐらいになっていますでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

平成30年度から令和3年度末までの実績としましては、合計30カ所となっております。

そのうち、改修が22カ所、新たな新設としまして8カ所設置をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

佐賀地区と大方地区のごみステーションの数を調査してもらって、佐賀と大方の個数というのが分かりました。佐賀地域は1,500世帯に対して160カ所、大方地区は約3,800世帯に対して124カ所のステーションが設置されています。佐賀の方では、きっとこれまでの働き掛けや住民の理解、協力によって、地区当たり平均5つのステーションが設置されているわけです。それでも、今後高齢化が進むにつれては、それでも地区によって不便になるケース出てこうかと思えます。明らかに大方地区の方は、広い地区であっても3つしか収集場所がなかったり、格納庫がなかったりして、なかなか苦勞をしているという声があります。

これからまた2025年に、団塊の世代が75歳になり、そこからさらに10年ぐらいたつと85歳になり、免許返納を考えなければならなくなります。そのときに向けて、やはりもしその事業がまだ枠があるとするれば、各地区から要望として上げて、その設置場所の地権者の方にも了解を地区で得るようにして、ステーションの増設というところを地区で検討していかなければ、この課題は改善できないかと思えます。

収集個所を世帯数で割ると、佐賀地区は10世帯で1つのステーション、大方地区は30世帯で1つのステーションを利用しているという計算になりましたが、なかなかその格納庫が大き過ぎて、特に連休前後だとか、盆暮れのあたりだとか、そういうときには格納庫いっぱい、目いっぱいごみ袋が詰められていて、高齢者の人がやっとなんとたどり着いて、ごみを出す時間帯にはもういっぱいになって、上まで放り投げるのが大変という現状もあります。

なので、格納庫小さくてもいいので、もう数カ所増えることができれば、高齢者でもまだまだ自分でごみ出しをできるという状況が確保できるのではないかというふうに思えます。

このような現状を踏まえて、住民課の方で業者さんとの協議の機会はありますか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

事業者様との協議というのは、現時点では行方場というのが設定されておられません。

先ほど議員ご質問のとおり、高齢者の方にとってごみ出してというのが負担になってきているということは承知をしております、先ほどのごみ収納庫の設置事業というものが対応策の一つであると考えております。

一つの例を申しますと、ある地域でお考えをいただいて、この地域のこの方っていうのがちょっとお困りだという声を地域の中で共有しまして、それではどういった形がいいということをその地域でお考えをいただいて、その地域の場合はやはり距離が遠いということがあったので、地域の皆さまがお考えをいただいて、この場所に設置をして、大きいものではないんですが、設置をすることで本人さんの主体性も維持しつつ支援ができると。なおかつ、ごみ収納庫の場合、フェンスを設置したりするケースが多いんですが、これも結局、前日出しとよく言われますけども、当日ではなくて、例えばヘルパーさんが来たときにちょっとお願いをすることができれば、前日であってもそういう形を出して。ただ、鳥がこうつついて散らかることがないようにという目的で、そういった補助事業を活用いただいている地域もございます。

そうしたこともありまして、やはり地域としての課題ということをまずはお考えをいただいて、共助で

きる部分というのはたくさんあると思います。そうした中の支援の一つとしまして、先ほどの収納庫設置事業というものがございまして、ご活用いただければと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

課長の説明をちょっと聞き逃したかもしれないんですけども。

収納庫の設置、補助事業の上限や補助割合が、もし規定があればお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

補助事業ですから上限額を設定をされておりますが、申し訳ございません、数字をちょっと用意しておりませんでした。一部の費用ということで全額ではないんですが、ある程度の助成ができてると思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

全額補助ではないにしても、あまり大きな格納庫でなければ、それほど地区への負担も掛からないかと思えます。

また、そのヘルパーさんなんかを利用している方については、前日出しで理解を得たり、地区が了承を得たり、近隣の方の理解を得て前日出しが可能になっている地域もありますが、できればそのまだ要支援状態、要介護状態でないにしても、ごみ出しをするところまでの距離が何百メートルもある。1キロはないかもしれませんが、遠い距離にあって、ごみ出しだけが困っているという、これから困るであろうという住民の不安もありますので、地域の課題としてこれから課題解決できるようにというふうに思いますので、その事業については地区の方でまたいろいろ話し合えるように、私たちもまた支援というか共に考えていきたいというふうに思います。

もう一つ質問なんですけれども、令和元年度に作成されている黒潮町の一般廃棄物の処理計画、次回の見直しの時期等がありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

一般廃棄物の処理計画というものが策定をされております。

改定のタイミングとしましては、大きな状況の変化があった場合に改定することとなっております。現時点ではその大きな状況の変化というのはございませんので、現時点で即改定ということにはならないと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

大きな改定があるときに計画を見直すということですね。分かりました。

カッコ2の質問にいきます。

粗大ごみの回収等も、高齢者世帯や独居の方には大きな負担が掛かります。それが生活課題の一つとなっている場合もあります。

住民や業者の協力を得て、粗大ごみを出す支援も必要になってくるかと考えます。その支援の在り方について、協議をする場があますか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは濱村議員の一般質問、高齢世帯、高齢独居の方など、粗大ごみの回収支援についての協議の場があるかについてお答えを致します。

議員ご質問のような、粗大ごみの回収支援について協議をする場というのは、現時点ではございません。地域の皆さま方が日常生活の中でそのような課題があると把握された場合などにおいて、個別に対策支援がなされている状況だと認識をしております。

粗大ごみはもとより、日常のごみ出しにも共通しておりますが、お困りの方の声が届かない、また声を上げづらいなどにより、そういった課題が埋もれてしまうことのないように、地域コミュニティーでの支援についても検討が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

高齢になってくると、若いときには必要だったけれども、だんだん不要になってくる家財道具等があります。電化製品も同じくです。なかなか出すことができず、いつの間にかたまってしまったり、社会的問題のごみ屋敷と言われてしまったりとか、亡くなった後、処分し切れない家財道具がびっしり詰まった空き家の放置になってしまったりとか、そういう状況がやっぱり後々に起こってくる可能性があります。業者さんの認識とか協力とか、地域の認識、協力、そういうのも得ながら、やはりこう早め早めにその困りごとに気付いて、対応していける仕組みが取れば、後から大きな動力やお金が掛かることがないというふうに思っております。

ぜひ、その業者さんにもいろいろな考えがあると思います。こうしたらいいのになと思うことも協議をする場がなければ、いい案、アイデアも吸収することもできないと思いますので、ぜひこれまで協議の場がないとしたら、ごみ出しも含めこの粗大ごみの収集や支援の在り方、そこにはあったかふれあいセンター等の支え合いの仕組みづくりというのも大きくかかわってくるとは思うんですけども、やはりこういう生活の大切な課題の中でどういう課題があるのかっていうのはきちっと表に出して、じゃあどういふ対応ができるかっていうところまで見える化して対応していくっていうことが必要になるのではないかと思います。案外個人の問題というふうに最終的には捉えられて、誰も手をつけることができないというような大きな課題になってきますが、症状が軽いうちからとか、初期消火がやっぱりできれば大きな火にはならないっていうところ、いつも福祉的課題が積み重なっていくときにはすごく思います。

なので、そういう協議の場をぜひ確保していただけたらというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

協議の場はもちろんですが、収集事業者の皆さま方ともそういった協議をするべきだと考えております。

また、先ほどご質問の中であったかふれあいセンターというお話も出たんですが、実はあったかのコーディネーターの方とお話する機会があって、こういった話をしたときに、例えばごみ出しに困ってる方ってやっぱりいらっちゃって、そういう方はごみ出しだけに困ってるわけではないと。そういうパターンが多いというふうにも聞いています。例えば、買い物等の支援が必要な方もいらっしゃるでしょうし、そういった方っていうのは複合課題としてお持ちのパターンが多いというふうにもお聞きをしております。ごみ出し、体力等も衰えて出せない方っていうのは、例えばですが、非常時の避難なんかにもやはり不安を持たれてる方も多いというふうなお話もお聞きをしております。

やっぱり複合課題として、先ほどの共助もそうなんですが、地域の見守りっていう観点でも検討する、協議する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

ごみ出しのことから、さまざまなその方の生活課題にいろいろつながっていくところはずごく大切な視点だと思いました。なので、個人の課題が地域の課題であり、地域の課題は町の課題でありというところで、これからもいろいろと対応していただけたらというふうに思います。よろしく願いします。

続いて3、子育て支援について質問します。

これまで地域福祉に関する課題を考える機会がたくさんありました。それにもかかわらず、私自身が気付けなかった点、想像力が働いていなかった点がまだまだあります。そこで今回は、中村特別支援学校への通学支援について、各課連携、協働の下に課題解決ができないかと期待し質問を致します。

カッコ1、特別支援学校への通学バスの運行について、県の教育委員会との協議はしていますか。問います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは濱村議員の、特別支援学校への通学バスの運行についてのご質問について、お答えをしたいと思えます。

特別支援学校は、義務教育段階から在籍をすることが可能ですけれども、高等学校同様、県立学校となっておりますので、通学バスについては高知県が独自で対応しているとお聞きをしております。

従いまして、これまで特別支援学校への通学バスに関して、高知県教育委員会と協議をしたことはございません。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

現在、特別支援学校に通学バスが走っているのは四万十町から宿毛市だというふうに調査しております。民間のバス会社に委託をし運行されています。しかし町内の児童生徒は、列車を利用するか保護者の送迎によりしか通学できていないのが現状です。

以前に、福祉部局から県に問い合わせ、要望を兼ねてお願いしたところ、鉄道があるからということで要望はかなわなかったと聞いています。しかし、わが町の地形は国道から幾つもの谷々があり、海岸線に向けて突出している地区もあります。全ての人が列車を利用できるというわけではありません。また、障害の度合いや年齢によっては、一人で列車に乗って通学することや、古津賀駅から徒歩で高台にある特別支援学校まで行くことができない児童生徒があることは想像がつかます。ちなみに、古津賀駅から中村特別支援学校までの距離は1.1キロ、所要時間はゆっくり歩いて15分ぐらいかというふうに思いますが、途中、坂もあります。

これまで協議をしていないという返答でしたけれども、それはどうしてでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

先ほど言いましたように、中村特別支援学校は高等学校同様、県立学校であるということであります。従いまして、基本的には県立学校というのは高知県教育委員会の管理下、ないしは、そこには県立学校の学校長さんがいらっしゃいます。

従いまして、こちらから特に申し出をして協議をしなかったということもありますけれども、相手側から協議を求められなかったという結果、協議する場がなかったということでございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

特別支援学校に通う子どもたち、児童生徒の皆さんも、やはりうちの町の子どもたちだと思っています。県立の学校で、その管轄は県であるということは理解ができますけれども、少なくとも特別支援学校に通うまでは、町内の学校に通っていたという子どもたちもいるはずで。その子どもたちがどうしているだろうかというところ、その地理的なことも踏まえて、そういうことはなかなか想像がつきにくいのかというふうに思います。

県の教育委員会に確認をしてみますと、四万十町から運行される通学バスに黒潮町から乗車できるという点や、乗車時間が1時間を超えない程度の範囲で運行しているようなので、少々なら融通が利くかもしれないという点。そういう具体的要望を持つての協議によれば、あえてそのうちの町がどうこう、その児童生徒に児童バスを走らすことなく、こうその通学バスの問題は解決できるのではないかなというふうに思ったことです。で、そのような期待もしてしまいます。なので、協議のいうのはとても大事だと思うんですけど、これまで協議の場がなかったということは、やはり必要性がなかった。そこは自分たちのその管轄というか、管理ではないという考えなのかもしれません。

鉄道での通学を例えば支援をするならば、サポーター等の補助員をつけてほしいとか、そういう要望

はかねてからあったと思います。そういう声、カッコ2にも関連してくるんですけど、そういう保護者の思いとか、そういうものというのはこれまでになかったのかなというふうに思います。

やはり、さっきも言いましたけども特別支援学校に通う子どもたちもわが町の子どもたちです。全ての願いがかなわないにしても、町の教育委員会や福祉部局が代弁者となって、県の教育委員会と丁寧に協議を重ねて、障がい児を育てる親の支援をする必要があると私は思います。

その点についてはどのように考えられますか。

すみません、まだ1番です。1番の中でお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

先ほどの質問に関して、少しさかのぼって補足をさせていただきたいと思いますが、

協議という形ではございませんでしたけれども、数年前まで、4年ぐらい前までですけれども、県立学校、中村特別支援学校も含めてですね、当町の中学生等が進学した先の、東は窪川高校から、西は宿毛工業、宿毛高校、その学校に我々が訪問させていただいて、当町から進学した子どもたちの状況をお聞かせ願うということ、例年実施をしておりました。けれども、相手先に非常にご負担を掛けているということが分かりましたので、少し、ここ数年はそれを実施をしておりません。

従いまして、そういうことについても再開の可能性もあるのかなあとはい思いますけれども、今言いましたようにあくまでも相手があることでございますので、学校長とはですね、そこは少し協議をして実施をしなければならぬと思いますし。

それから、当該の保護者の方と直接協議をするという場合につきましては、これも県立学校であって、所管が県教員、ないしはその管理運営は学校長にある。その学校関係者の方と、県教員ないしは学校を飛び越していきなり協議をするということについても、これは少し丁寧な対応をしなければならぬと思いますので、協議をすることについては全くやぶさかではございませんので、そういう協議はいつでも用意はできてますということについては、当該の学校長等にもお知らせをしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

その4年前まで行われていたその聞き取りですけども、それはどのような回答というか、現状の回答があったでしょうか。

その特別支援学校等もちろん含まれての話だったと思うんですけど、そのときに出たご意見というか学校側の見解、そのようなことで特別支援学校等については何も特別な意見や現状はなかったでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

基本的に、訪問先の学校でお話しをさせていただくのは子どもたちの様子であります。生活の様子であるとか、通学の状況でありますとか、さまざまなその家庭の背景について我々が少し進学前に心配をしていた内容について、現状どうなんだろうかとかですね。そういうことで、基本的にはその個々の生徒の

様子について学校長等々からお聞きをするということが中心でありまして、その際に、通学に関することとかですね、そういうことに関してはご意見なりご要望いただいたという記憶はございません。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

なかなか通学に関しての問題等は、その学校側が把握をしていない、しにくいことであるのかもしれませんが。

今議会前に配布された黒潮町の公共交通計画の青い冊子ですけども、この中にやはり、その児童生徒の通学に関するアンケートが 79 ページにありました。その中でやはり見てはっとしたところは、町立の小中学校、中村中学校、四万十市にある中村中学校ですが、県立の高等学校からはアンケートの結果として届いています。アンケートが実施されたんだと思います。

しかし、その中に中村特別支援学校、県立学校ですけども含まれておりません。それについてはなぜなのかなというふうに、疑問に思いました。外部に委託をしているからでしょうか。私たちの意識の中に何か足りないからでしょうか。やはり公平平等という、そういうことを常に思いながらも、このようなときにやはり同じ土俵の上に立てていないのではないかと、そういうふうに心配をしてしまいました。

その点については、どのようにお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

今言われた黒潮町公共交通計画の中で特別支援学校が含まれてないといったところは、濱村議員言われたように、自分たちもそこに目が向けれてなかったという反省点でございます。

ただ、これから、できてなかったことに関しては計画の中に盛り込むことはできないかもしれませんが、特別支援学校と話をして、アンケート調査等も実施できるようであれば、今後実施していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

今回のことで、あまり気付かないことだと思うんです。こだわがないと気付かないことだと思うんですけれども。教育というのは、やはり元気な、健常の子どもたちだけにあるものではないし、障害を持っている親はなおのこと、厳しい状況の中で子育てをしています。なので、この質問も子育て支援についてというテーマにしました。教育ではなくて。なので、教育委員会だけの問題ではないと思っています。やはり私たち一人一人の生活は全部、一人については全部つながっています。各課分かれていたとしても、私一人の生活、人生は各課に全部つながっていますので、その意識を持っていかないと、このように光の当たらない部分っていうのが必ず出てくると思います。

カッコ 2 の質問に移ります。

保護者の要望は届いているかということで、すみません、先ほど教育長の方にも私がちよっと尋ねかけたところもありましたけれども、どこに相談してよいか分からない。それが保護者の声です。いきなり通



い始めた学校に、なかなか校長先生に向けて、担任の先生に向けて、どうしたらいいですか、お願いしますということ、言にくいような気がしてなりません。子どもも1年生なら親も1年生、なかなかそこらへんがどうしていいかわからないという親の気持ち、あると思います。

先ほども言いましたけど、この春までは町内の教育機関で学んでいた子どもたち、その子の状況がどうだったかというのは、町は把握していると思います。県立学校に通いだしたから管轄外ですでは、親はどうやって子育てをしたら良いか、路頭に迷う部分もあります。

その要望は届いているかという点について、もう一度お願い致します。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは濱村議員の2番目の質問についてお答えをしたいと思います。

特別支援学校に限らず、県立学校等への通学者をお持ちの保護者から、何らかの要望を直接受けたということはございません。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

障害を持つ子ども、良い教育、専門的な訓練を受けることができれば、できることが増えて自信にもつながります。そして、人生の選択肢も広がってくると思います。

通学の手段がネックになって、専門的教育や訓練を諦めることがないようにと考えますが、その点については、何度も問うようですけども、どのように考えられますでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

議員がおっしゃるように、障害があることで学びの場、学習の場、進路の先が制限をされるということがあってはならないというふうに思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

先ほど、県立であるか町立であるかによって支援の方法も違う、役割も違うという回答がずっとあっていますが、県立である中村高校に併設されている県立中村中学校も、令和6年度から四万十市の給食センターと連携をし、学校給食が始まるという報告がありました。県と市が協議を重ねて一つになって、県だ市だと言わずに、やっぱり食育と子育て支援が形になった良き事例ではないかというふうに思います。

一昨日、子ども家庭庁の設置関連法も成立を致しました。国の機構改革に伴って、町も教育と福祉部局が双方の強みを最大限に生かして、これからは連携の上で子育て家庭の支援をしていくことになると思います。新聞の記事にもありましたように、子どもを真ん中に置きというところで、さまざまな課題解決がされていくことを願います。

これからの横の連携、その福祉部局だけでもどうしても県の教育委員会に伝わらなかった、このような事例を踏まえて、今後、教育委員会と連携、福祉と教育委員会の連携で、この通学に困っている親の支援、

子育て支援についてはどのように考えるか。

もう一度お願い致します。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは再質問にお答えをしたいと思います。

まず、特別支援小学校への通学に関する支援についてお答えをさせてもらいたいと思いますけれども。

高知県が就学に関しての支援をしておりますけれども、通学に関しましては、特別支援学校への就学奨励に関する高知県特別支援教育就学奨励事業実施要綱の中で、特別支援教育を受ける児童等の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の全部または一部を支弁をしているということになっています。それで通学に要する交通費も含まれているわけですが、世帯によりましては十分な必要経費が支弁をされていないということも当然考えられますので、その差額分等については就学奨励費として町が負担をして、ご家庭の負担軽減を図るということは可能かと思っておりますので、県の就学奨励事業実施要綱、あるいは障害福祉の施策等、他の施策の内容や制度と重複しないように、また、他の行使への通学者との公平性も確認した上で、支援について前向きに検討をしたいと考えます。

それから、福祉と教育の連携につきましては、本年度から子ども家庭支援チームというのを、教育委員会と福祉で合同でチームを立ち上げました。既に稼働をしております、特に我々が当面ターゲットとしているのは、さまざまな課題を有する家庭に関して、教育分野、福祉分野が一緒に、例えば家庭訪問する際にも一緒に行く。そして、課題については同じテーブルで一緒に考える。対策を考えていくということで、チーム編成をして今行動をしておりますので、そういう中で、そういうふうなさまざまな困難を抱えている事例がありましたら、ケースとして取り上げをして、できるだけ課題解決に向けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

子ども家庭支援チームの中で、このような課題についてこう取り上げて、いろいろこう検討していただけるということは、この相談のあった保護者もとても救われる思いだと思います。

障がい児を育てるということは、一般の元気な子どもたちを育てるよりも何倍の労力も掛かります。まして、その子一人に掛かれるわけではなく、上下に子どもがいればその子にも掛かります。なので、そういう親の支援、一時的なものだと思います。ほんとにこどもが小さくて、手が掛かって大変なときだけの支援でいいかと思います。大きくなってくると、それなりに自立に向かって成長していくので、大丈夫になってくるもんなんですけれども、子どもが小さい間は、障がい児を育てる家庭に関わらずほんとに大変な課題を持ちながら、ひい爺ちゃんもひい婆ちゃんも、お爺ちゃんもお婆ちゃんも、総出で子育て一生懸命、地域も一緒になってしてくれているという現状がある中で、それでも課題が解決できない親については、必要な支援をチームで支えていってもらえるということはとてもありがたいことだと思いますし、心強いことだと思います。よろしくお願い致します。

続いて、4の若者定住支援について質問致します。

カッコ1、令和2年12月議会でも一般質問致しましたが、結婚新生活支援事業について、本町で取り入

れる計画はありますか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは濱村議員の、結婚新生活支援事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご質問の本事業につきましては、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の家賃や引越し費用などを支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助する制度でございます。

現行の制度としましては、市町村が補助金を交付した場合、補助上限は30万円で、補助金額2分の1を国が交付するスキームとなっております。

対象となる世帯は、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下で、世帯所得も400万円未満の、新規に婚姻した世帯でございます。しかしながら、補助要件が厳しく、新婚世帯全てが対象となるものではないため、全国的に見ても実施している自治体が少なく、この事業を実施している近隣の自治体の状況調査をしたところ、申請件数が年間1、2件程度という状況でありました。

そういった状況から、現在のところ、補助事業の支援スキームが限られた対象となっていること、少子化の対策の一環ではありますが、効果が限定的であると考え、導入には至っていない状況でございます。

しかしながら、本町の婚姻届を受理した件数は、令和3年度は23件と、前年度32件と比較して減少しております。婚姻届の受理件数も減少傾向にある近年の状況を抑えながら、経済的理由により結婚に踏み出せていないといった課題や、引き続き他市町村の実施状況や実績を踏まえ検討をし、今までの施策の改良と新たな施策の組み合わせによる息の長い取り組みにより、総合戦略の目標達成に向け、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

課長の説明にもありましたように、上限30万円で2分の1のこちらの持ち出しが要するというので、なかなか負担が大きくなるのかもしれませんが、世帯収入の上限額もあるということで、一定ほんとは金銭面で結婚することをちゅうちょするような方たちを対象とした、やはり補助、一時的ではありますが補助事業だと思います。29歳以下、夫婦共に29歳以下だと上限が60万円の補助ということで、さらにこちらの持ち出しは大きくなるというような、かもしれませんが。

今問題となっている、奨学金の返還をしている世帯、そういう世帯はその奨学金の年間の返済額も所得から控除できるという、とても若者を思った事業でもあります。令和4年4月1日現在、県内で交付決定されているのは、7つの市と4つの町です。幡多郡内では宿毛市、土佐清水市、大月町です。件数が少ないのは、ひょっとするとこの事業があることを知らずに婚姻をしているケースもあるかと思えます。さまざまな、いろんな事業を打っても、なかなか隅々までその情報というのは行き渡らないので、本当は活用できるそういう収入、年齢にもかかわらず、この事業を知らなかったというのものもあるかもしれません。なので、その実績がどうのこうのとう判断するよりは、まずは、うちの町でもこう事業を取り入れて、一人でも二人でも多くこの新婚生活に当たっての負担が減ればというふうに思います。そんなに何百人、今

までの経過を見ても32件、23件という件数であれば、その中でこの基準というか要件に当たるその夫婦というのは、そんなに多くないような気がします。けれども、その人たちにも結婚生活最初から大きな負担を負うのではなくて、町が補助してくれるとなったら背中を押してくれる一つになるんじゃないかというふうに思います。

四万十市の方でも新聞報道にありましたけれども、披露宴を行う夫婦に補助金を出すという記事もありました。それは事業所の支援にもなっているかと思いますが、この結婚生活支援事業についてはやはりその新婚夫婦に対しての支援であるというところから、やっぱり実施していただきたいなというふうに思います。

先ほども、ほかに有効な事業を探しているのかもしれませんが、何かそれに代わるような若者定住支援策、そのような計画はありますか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員言われたように、確かにこういった制度があんまり周知されてない、住民の方に分かってないといったところも、実績が伸びてない状況かと思えます。

先ほど、実績が伸びてないと言いましたけども、2年度から3年度でいくと、他市町村の実績数も伸びている現状がございます。そうしたことからいくと、この制度に関しても検討する状況は十分あると思っております。

ただ、これが確実にこれからの結婚を促す形になるのかといったところは、実施している市町村等にもお聞きをしながら、利用された方に対する状況とか、どういったものかということも把握をし、そういったことを考えて、なおかつ町として、もしほかに促す形があれば、そういったことも考えていきたい。それは、今年度はちょっと実施できるという状況ではございませんけども、来年度、何らかの形で結婚支援していく形ということは考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

来年度に向けて、何か新たな取り組みがあることを期待をしたいと思います。

コロナ禍で景気も気分も落ち込んで、このままではわが町も活気を失い、元気な町とはかけ離れていくように思います。当初は、若者たちも一定収入があったかもしれませんが、もう3年目にコロナ禍も入りまして、所得が減少しているという状況もあるかもしれません。あまり私たちのこう目に見えない部分、そこではあるので現状は把握しておりませんが、やはりそこらも考えると、これまでは取り入れてなかったけれどもこれからはという考え方にもなるかと思っておりますので、やはり町の元気を維持するためにも、若者の元気と高齢者の元気と上手く分かち合いながら町の元気を維持して、若者の定住、町外流出を防ぐような、そういう歯止めをかけるような事業を積極的に取り入れていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。

カッコ2、県内では婚活サポーターの養成講座が開催され、サポーターの活動も注目されています。

黒潮町版婚活サポーター養成講座の開催の計画はありますか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは濱村議員の、婚活サポーター養成講座についてのご質問にお答えしたいと思います。

県では、出会いや結婚への支援を希望される独身者を、それぞれの地域のボランティアでサポートしていただく婚活サポーター制度に取り組んでいまして、令和4年3月末現在で103名の婚活サポーターの皆さまにご協力いただき、独身者の引き合わせを行っております。本年度も婚活サポーター養成講座につきましては、県の主催で7月29日に高知市において開催予定であるとお聞きしております。

婚活サポーターは、独身者本人のことや、相手に希望する条件などをお聞きし、条件に沿った相手を探すことや、引き合わせまでが活動であります。出会いのきっかけづくりを担うところではございますが、成婚までを目的としているものではございません。マッチングの支援に期待するところはございますが、黒潮町独自の養成講座を開催する計画は、現在予定しておりません。

養成講座を実施して、その後の活動の展開といった具体的な協議も実施していないところでございます。

しかしながら、先ほども答弁しましたように、町内の婚姻施策につきましては人口を維持するための課題であることは間違いございません。

現在、黒潮町では、まちづくりを推進する組織体との連携により実施しています出会い創出イベントを開催し、イベント開催時には町内外の事業所を含め広く周知を図り、また、組織体による声掛けといった、知人を通じて結婚を希望する参加者の確保に努め、事業を推進していきたいと考えております。

さらには、高知県が運営する出会い創出サイトも活用しながら、出会いのきっかけづくりを行い、将来的な結婚を後押しする取り組みとして位置付け、イベント内容の改善を図りながら継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

コロナ禍になって3年目になりました。若者が出会えるような夢のあるようなイベントも自粛続きで、なかなか思うように運営をできていません。

その中でも、出会いのイベントが年に1回程度は町の方で企画をしてやってくれているということです。それによってこう出会いがあれば、またその後の広がりも出てくるかというふうに思いますが、時代の移り変わりにより、集団よりも個別を望むという状況もあるように思います。そういうのには出たくない、恥ずかしい。集団から個別へのシフトをするために、サポーター養成を計画していく方が効果があるように思います。高知市内でサポーター養成講座があるのは知っておりますが、こういう時期です。なかなか、幡多郡内から出たら病院に立ち入ることができません、というふうに制限を受けるような時代です。なので、なかなか市内にもちょっとは行けない今の状況が、ちょっと前まではありました。なかなかクラスターの問題であるとか、そういうこともあってと思うんですけども、家族に病気の者が出て、高知市内に行った、県外に行ったということがあれば、なかなかその医療機関に足を入れることもできない。家族の支援すら滞ってしまうというような状況がある中で、やはり、この黒潮町版とは言いませけれども幡多郡内広域でちょっとこう協力をしてでも大丈夫なんですけれども、やはり個別のそういうサポー

ター、個別の出会いを支援してくれるサポーターの養成というのがこれから必要になってくるように思います。

婚活イベント等を企画する立場として、その点はどのように分析を、その集団から個へというところの分析、どのようにされていますでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

確かに、集団の場には行くのはちょっと恥ずかしいとか、そういった場はちょっと参加したくないという方がいるということはあると思います。

ただ、そういった中でもこの婚活イベントというのは、町としてこれから結婚をサポートしていく形としては重要なイベントというふうに捉えています。また、それからの広がりによって個にもつながっていく状況もあるかと思しますので、展開としてはそういったことを考えています。

あと、サポーターの養成に関しましても、先ほど答弁をしましたように県の方では実施をしております。それに対して、そのサポーター講座の周知に関しては町としても取り組んでいきたいというふうに思います。それに関しても、サポーターをやりたいという方がどれだけいるかといったことも当然ありますし、それに対して手を挙げてくれる方が必要かと思しますので、そうした方がいれば、基本的にそういったお知らせをすれば県のサポーター養成講座にも参加してもらえる状況もあるのではないかと考えております。

ただ、サポーター養成講座は言ったようにサポーターを養成する講座ですので、それが直接結婚につながるという状況ではないといったこともありますので、それを確実に町としてサポーター養成講座をやっていくかというところは計画はありませんけども、県へのサポーター養成講座の周知に関しては引き続きやっていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

私個人としても、一定年齢に達してきたら独身男女のことがとても気になります。皆が結婚をしたらいいとは思いませんけれども、結婚したいという希望を持っている人ならば、何かこういい出会いがあり、そこからこう願いがかなうような形へとつなげていけたらというふうに、とてもおせっかいな考えをしています。自分たちの子どもたちに言わせたら、もうそれはとっても要らんお世話やというふうに言われますが、最近その要らんお世話をこう堂々としてくれる人が少なくなってきた、いつまでもこう、いや、うちの子はいつまでたっても嫁に行かんだとか、親の心配もちょっと大きくなってきているようなこともあります。なのでここで、ちょっと昭和チックではありますけども、原点に戻り、こう近所のおじさんおばさんが、ええ人がおるけん会うてみんか、みたいなのころのやり直しというか、そこにシンプルに、シンプルなやり方に返ってみたらいいんじゃないかというふうに思ったので、これからはそういうサポーター養成のようなものがあれば情報発信をしていただきたいと思いますし、そういう公的なものでなくてもいいけど、昔そういうことで仲人さんをよくした先輩方にこつを聞くとか、そういう場とかそういうもの、別にお金は掛かりません。そのきっかけをつくってくれるのが企画調整係だと思いますので、お金が掛かることではなくていいので、そういう昔ながらにやってきたことの話を開ける場というのも、ちょっと意味があるのかなというふうに考えております。

また、これからの画期的な取り組み、わっとなるような、元気が出るような取り組みを、企画調整の担当の方にはお願いしていきたいと思います。

これで質問は終わるんですけども、他の市町村の6月議会の記事を見ますと、ごみ出し支援をシルバー人材センターに委託した事例もありました。披露宴を挙げる夫婦に補助金を出す施策や、給食の無償化に向けて取り組むと宣言した町もあります。隣接する市町では、やはり若者定住を促進する施策が個人的には目に付きました。住みよい町に人が流れていかないように、黒潮町も歩みを止めず取り組み続けなければならぬと思ったことでした。

以上で、一般質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

この際、10時35分まで休憩します。

休 憩 10時 20分

再 開 10時 35分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山本久夫君。

6番（山本久夫君）

それでは、一般質問を行います。

私の方からは、1問、2項目についてお聞きします。

大変この言葉が、脱炭素という言葉がなかなか言いにくいんで、もし間違って、脱酸素と言ったときには炭素ですので、よろしくお願ひします。

脱炭素化の取り組みについてということで、お聞きします。

現在、町はもう3年度ですか、国の方針というか、それにまあ率先してやらなくてはならないというような地方自治体は、今はこういう指導があります。指導というか方針があつて、国の太陽光発電がほとんど終わつて、あの検査も終わったということをお聞きしました。

今後、その取り組みについてですが、その取り組みの核となる、黒潮町地球温暖化対策実行計画いうのを策定するということになっています。その中身についてですが、その中身の中に、結局現状をどうかということと、それと目的を達成するために方策を書くということになると思うので、その方策の中に、個人であつたり企業であつたりまた、また町がやれることを書いて、列記して目標を達成するのであろうと思います。そうした中で、ただ、環境省も経産省もそうですけど、その補助となる事業がまあ十分、今のところ確定しないということで、どういうものが補助対象になるかということがなかなか難しい段階で、この質問するのはどうかとは思いますが、やはり町だけが取り組むものではないし、また企業も個人も、率先してCO2削減には対応していかなくてはいけない時代やと思いますのでお聞きします。

まず、その策定というか、実行計画書の策定をした後に取り組んでいくのかということと、その内容がなかなか難しい。できた後の、こういうことを町民にもお願ひしたいとか、企業にもお願ひしたいという部分が出てくると思うんで、そういうことの周知の方法なんかは、どのような取り組みを考えているのか。

まず、お聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは山本議員の一般質問、脱炭素化の今後の取組みについて、温暖化対策実行計画を策定後の取組みになるのかについて、お答えを致します。

近年の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加のリスクから、世界的な取組みで、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロ、つまりカーボンニュートラルにする必要があることは、昨年12月議会でもお答えをしたところです。

その際、町全体の脱炭素の道しるべとなる、黒潮町地域温暖化対策実行計画区域施策編を策定すること、また、町民大学や出前講座などで、住民の皆さまに地球温暖化や気候変動に対する危機意識を共有する取組みを進めることを答弁させていただきました。

まず、黒潮町地球温暖化対策実行計画策定の進捗（しんちよく）についてですが、業務の委託先である特定非営利活動法人環境の杜こうちと契約を締結しております。打ち合わせ等を現在行っておりまして、今後は、温室効果ガスの排出、また吸収の実態調査や、住民の皆さま、産業、企業の皆さまのニーズ調査などを進めていく予定となっております。

これらの基礎データを基に、町内の排出量削減や再生エネルギーの導入のポテンシャル、また、再エネ、省エネに関してどのようなニーズがあるのかをそれぞれ把握することで、多岐にわたる分野でどのような事業が展開できるのか、またどのような支援が効果的なのかを検討し、計画を作り上げる中で必要な事業や取組みが各分野で進んでいくものと考えております。

なお、策定中の段階でありましても、ニーズ調査や町民大学など、住民の皆さまに地球温暖化の危機意識を共有する機会をご用意し、住民の皆さまと行政が共通認識の下で、カーボンニュートラルに向けた取組みを進めていくための土台づくりを行っていきたいと考えております。

併せて、国の有利な補助事業などについても情報共有をさせていただきながら、取組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

どうもありがとうございます。

策定をするために、その策定委員が設けるということは、その策定委員は何人くらいで、あと、そのどういう人を対象にしているのかということと。

あと、ロードマップがあると思うんですが、その2050年までで終わるものか、それ以降もやるものか。そのへんだけ、もう一度。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

策定委員としまして、行政だけではなくて地域の皆さま、特に各種団体等の皆さまに、現在、委員の委嘱をしている最中でございます。各分野、例えば商工会の方ですとか産業分野の方からということで、広



くご意見をいただきたいということで策定委員会を組織をしております。

また、2050年までのロードマップを策定をするんですが、やはり息の長い計画になってきますので、無理のないようにという言い方がどうかとも思いますが、単発で終わらないような、継続できるようなロードマップにしていくべきだと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

このCO2削減のこの取り組みというのは、将来的にもものすごい今、世界的に取り組みになっていて、その経済的にも効果が今から出てくるというような方向があります。

今言いよったロードマップ、2050年で終わらんということ。まあ急いでもいかんけど、これはじゃあ2050年度を一応めどとするけど、更新もしていくという考えでいいんでしょうか。この計画を。

それと、後、まあそのことでちょっとお聞きしたいと。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

まず、2050年という計画が、世界的な流れではあります。ただし、2050年になったからといって取り組みが逆行するとか、CO2排出の動きというのは止められることができません。ですので、その2050年までに、生活様式であったり行動変容であったりっていうものを、今後も続けていくものだと考えております。

2050年がゴールというわけではないんですが、まずは2050年までのロードマップを引くことによって、その後、そういった動きが継続されていくものだと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

分かりました。

それと内容についてですが、まあいろいろとその策定委員からの意見を聞いたり、いろいろ聞いて盛り込んでいくんやと思いますけど、方策を。それも大変多岐にわたってですね、節水からエコから、いろいろ出てくると思うんですが。そうした内容はあんまり選別せず、いわばもう出てきたものを列記していくというような形になるのか。

そうか、恐らく国の主導にあるような内容を載せていくものか。

そのへんだけ、もう一度お聞きします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

本年度策定を予定しております区域施策編の中に、今後の取り組みの方向性というものはお示しをするつもりです。ただ、議員おっしゃるとおり、CO2削減の方向に向けた手段というものは、本当に多岐にわ

たると想定をされます。

全てを計画に盛り込むということは難しいとは思いますが、黒潮町に沿ったといいますか、他の市町村で挙げてものが黒潮町に合ってるかというのはまた別になってきますので、黒潮町の特性に合った手段というものを盛り込めれば良いかと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

もう1点だけ。

その策定する上で、現況というか現状のCO2の削減量というのは出てくると思うんですが、おおよその。こんな田舎ですから、吸収する方が多くて、二酸化炭素が足りない。反対に。極端な言い方をすると。どちらかいうたら余ってしまうような状態になった場合に売買ができるという、そういうようなこともあるんですが、そういう対応というか、そういうことも加味した計画になるわけでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

議員ご質問のとおり、当町80パーセントが山林ということもございまして、吸収源というものが豊富だと考えております。ただ、80パーセントの山林が全て吸収源としてカウントできるかということとそうでもなくて、適切な管理ができている山林についてはカウントができるというふうに京都議定書等でも書いているんですが、山があるから単純に吸収量が多いということでもございせん。

ただし、当然8割以上の山林がありますので、林業振興の観点からも林業施策を進めることが吸収源を維持する、増やすという施策にもなってくると思っております。

また、仮にですが、吸収量、吸収源というものがカーボン・オフセットとかオフセット・クレジットという形でその吸収の価値を国が認証しまして、例えばですが、都会などではやっぱり山林もございせんので、吸収源がなかなかないといったことになります。そういった都会においても、こういった動きは進められております。

ということからも、どうしても吸収量がない所でいくと、当町のような山林資源のCO2削減、吸収源の価値というものがクレジットという形で、今後はそういった、売るという言い方が適切かどうか分かりませんが、環境価値というものが付与されていくと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

分かりました。ありがとうございます。

それでは、2項目目にいきます。

今後の取り組みについてということで、先ほど述べたように、町だけがやったらいいとかいう問題ではないわけで、企業も民間も取り込まなくてはならないと思いますが、現在は、その太陽光を取りあえず先行してやったわけですけど、町は。

今後ですが、公の施設の、要は改築なり、まあ新築にしてもそうですけど。それとか、空調なんかとか、それからLEDとか二重サッシとか、いろんなことで省エネとかいうことにつながる取り組みをすればですよ、補助の対象になるというような方向性があるみたいですが、町としては今後、そういう公の施設の整備とかということに、こういう活動に生かしていくというような取り組みをするのか。

あと、民間と個人の取り組みに対して、そういう補助にできるような内容があればですね、早く周知してもらいたいし、その中で、まあ戻るわけではないですけど、実行計画の中を策定するには、同時に民間ができることがあれば、そういうのを提供すると。そういうような取り組みを今後するのか。

そのへんだけお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは山本議員の一般質問、脱炭素化の取り組みについて、公共施設などの設備の修繕、空調やLEDの更新、また、民間、個人の取り組みに対しての補助についてお答えを致します。

先ほどのご質問でお答えしましたとおり、黒潮町地球温暖化対策実行計画の策定において、行政だけでなく民生部門を含めた黒潮町の現状を把握し、温室効果ガスを排出しているものは排出の抑制、また吸収しているものは効果を増加、継続させていく施策を多面的に展開していくものだと考えております。

例えば、高知県においては、令和4年3月に策定をしました高知県脱炭素社会推進アクションプランというものがございまして、その中では140を超える関連施策で重要業績指標、いわゆるKPIが設定をされていまして、進捗（しんちょく）管理をすることになっております。

これがそのまま黒潮町に当てはまるわけではありませんが、黒潮町でも多くの関連施策が今後動いていくものと考えられます。その中で財政的に有利な補助事業を活用し、議員ご質問にあるような修繕や更新、また補助事業などが実施される可能性は十分あると考えております。

例えばですが、古い電化製品を省エネ製品に買い替えることで、CO2の削減が可能であります。また、太陽光発電設備の導入によりましてエネルギーを地産地消することで、CO2の排出削減はもとより、レジリエンスの向上にもつながるものと考えております。

そういった脱炭素に向けた取り組みに対して、必要かつ効果的な支援を検討し、町全体での取り組みとなるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

課長、電化製品の話がありました、それまた後で聞かせていただきます。

今後、公の施設については、まあそういう対応をしていくということですが。現在その建築を、まちづくりの方でやってる町営住宅なんかもそうなんです、例えばそのZEBとかですよ、それからゼロ・エネルギー・ハウスとか、そういうことを取り入れれば、ある程度補助が入ると。そういう取り組みは、今もう発注している分にはちょっと間に合わないかも分かりませんが、今後、横浜とかでまだ建築が予定されている住宅なんかは、公の施設ですからやろうと思えばできるわけですが。そういうようなことは具体的に組み込んでみてはどうかというようなあれはないのかと。それが一つと。

それと、個人向けにですが、昔は防災関係なんかでよくフィルムをガラスへ張ったんです。それは飛散

防止とかいうような目的があって、それをやって効果はあったんですけど。まあ、あったかどうかはまだ地震ないから分らんけど。そのへん、もう一つ、今のフィルムを張ろうとしているのは省エネ対策ということで、ひよっとするとそれにも補助があると。それから、サッシを替えること。二重サッシに替えて省エネ貢献できれば補助が出るというような話も聞いています。そういう取り組みも一緒に入れて、町としてまず、町の方で結構です。今言ったあのハウスの話ね。

それとか、もう一つ、町でやれることといえば、あと、このCO2削減には大変つながりがあって、そのエコアクション21とかですよ、それからSDGs。そんな取り組みというのは、もう公共団体とはいえ大きい組織ですから、ある程度取り組むべきじゃないかなあと思うところがあるんですが、そうしたもん。それは結局、それほどエコアクション21にしてもSDGsにしてもそれほど、負担が掛かるとは僕は思わんです。通常やっつてることをちゃんと、環境に負荷が掛かってるもんを決めて、それを軽減する方法をやればいいわけで、そんなに急に義務が増えるというような内容ではないと思うんですが。ただ、先ほど聞いたように黒潮町がゼロカーボンシティ宣言をしていると。それくらいの、やっぱりシティが単なる検証に過ぎんようにね。だから、そういうある程度取り組みを入れるということも考えてもいいんじゃないかと思うんですが。

そのへんも含めて、まあ大きく言えば2つくらいですが、お聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

まず初めに、公共施設の住宅系につきましてですが、公共施設においては、ZEH、ゼロ・エネルギー・ハウスの仕様にするのが、公共施設についてはもう本年度より必須となっております。補助事業を受ける以上は、ZEH基準というものがもう規定をされております。

一方、民間の住宅につきましては、これ今現在、環境省庁の方とも照会を掛けておるんですが、どういった支援ができるのかという部分を確認をしている最中です。

で、直積的な補助ではないですが、今議会の冒頭で税条例の改正のところでも少しだけ触れさせていただきましたが、省エネ基準の住宅の改修をした場合に、固定資産の特例措置等も改正をされております。国として、やはりこういった動きを加速させるということで、例えば言うと、税の特例があったりとかですとか、今後についてもそういった補助事業等が民間、民生部門ですね、そういった部分に活用できる可能性は十分にあると思っております。

その上で、それを受けられるような体制というか、条例等も含めてですが、を進めていくことが今後の課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

ありがとうございます。

ちょっと言いよった、エコアクション21とかSDGsの取り組みについてということで、どんなものでしょうかということをお伺いしたんですが、それはまあ町長の方でもええんじゃないかとは思んですけど。組織での大きな方向性ですんで。まあ、どちらでもいいんですが。

今言ったように、ある程度シティ宣言というか大きいこと言うて、まあ検証的で本当に終わらすか、やっぱりほんとに、予算も獲得せないかんから具体的に組織としてもそういう動きをしましょうというような方向性を持ってやるのか。それは大きな違いがあると思うんで、そのへんをどういう対応をするのかなということをお聞きしたいんですが。

どちらでもいいんですが、お答えを願いたいと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

まず、SDGsの持続可能な開発目標の件でございますけど。これは、17の目標を持って非常に幅の広いものでございまして、どっちかという町計画で例えるならば、総合振興計画の中で考えるぐらいの幅の広い大きなものでございます。それぞれのさまざまな課題があつて、どれも大事なことでございます。人権から自然環境までですね。そういう幅の広いもので、これは基本的には、常に仕事の中で考えていかなければならないことばかりだと思っております。

その中で特に、脱二酸化炭素の問題は、これはもう国連のIPCCの方で昨年8月に言ったように、もう地球温暖化の原因は人間の活動であるということ疑われる余地はないというふうにおっしゃって、もう宣言されたわけでございまして。

それから、国連の気象機構の方の昨年の8月でございますけれど。1970年ですから、万博があつたころから2019年まで、50年間で気象に関する災害は5倍に増えておるそうです。

そういう状況の中で、やはり自分たちは、脱二酸化炭素といえば非常に身近で、なかなかの敷居の高いような課題に思つかもかもしれませんが、実は防災の思想の中にも組み込まなければいけない実態にあります。

従いまして、町としましては、脱二酸化炭素の課題はもはや行政課題として避けて通れない課題であつて、もちろん国の方もそういうふう認識しておるわけでございますので、今から国が出る制度をできるだけフル活用して、そしてそれを町の政策に組み込んで。今日、議会の中でも申しましたように、脱二酸化炭素の活動が経済成長につながるような方向性をこれから作る計画の中で見いだしながら、町の政策を進めていかなければならないと思っております。

雑ぱくですけど、以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

まあ、答えてもらったような答えられなかったような、微妙な答弁やったがですけど。

そのSDGsもエコアクション21もですね、そんなにおっこうな話じゃないんで。SDGsも、今町長が言うたように17の目標があつて、169のターゲットがあつてという話で、その中で黒潮町へ当てはめて、それを全てやれという話ではないわけで。その中でできること、かなり、皆さんやってると思うんでね。きれいな水を全世界の人にとっていような話は、きれいな水は飲みゆうわけで。だから、それを大事にするために節水をしましょうっていうような話で。もう、常日ごろやってる、要らん電気は消しましょうっていうような話なんで。そういうことを、取り組みは常日ごろみんながやってるわけですから、そんなにおっこうに考えんとやってほしいなど。

ほんで、エコアクション21についてもそうで、その公用車がどんどん走りようわけです。その公用車の燃料はガソリンなわけで、ほとんどが。そのガソリンを削減するために、公用車をうまく活用する、運用するというような方法をみんなで考えましようとか、そういう方向性なんで、それほど難しい話じゃないわけなんで。そのへんの取り組みというのは一度、やっぱり考えてみてはどうかなと思います。そのへんはまた検討していただきたいと思います。

それと、今度は民間の方で言いますが。今、普通、CO2削減というと、みんなが考えるのがやっぱりサイクルであったり、産廃を抑制せよとか、削減せよとか、省エネとか、節水をせえとか、節電せえとかいう話で、どっちかいうと経済活動を抑制する方向にみんなが考えるわけ。このCO2削減の取り込みというのは、やっぱり地域経済が何とか動くように、ええ方向になるようにやっぱり今後はやっていからったら、個人もそうであるけど町民もみんなね、ピンとこない。まさかそういうことで補助がもらえたりということは到底こう想像もせんのではないかなと思うんで、やっぱりその面の周知の仕方も大事やと思うんですが、課長が今言いよった電気。つまり地元の商店街で、一応環境省なんかで言うと、10年前くらいに製造された電化製品を買い替えれば補助が出ると。それが個人に出ると、みんなほかの市町村へ行って買うわけです。ただ、それを地元の商店で買えば、その地元の商店に補助を出すと。そういうような取り組みをすれば、地域は活性化するわけで。二重にサッシにすれば、というのは大工さんなり、いろいろとその恩恵を受ける地域の人はおるわけですので。やっぱりそういう取り組みにしなければ、2050年が来ててもさほど変わらない状況が続いていくじゃないかと。

いかにして町民が動いてもらえるように、買うことを、ボランティア活動せえ言うたらうるさいけど、物を買ったり消費することにそれをうまく利用すれば、もっとCO2削減には寄与できると、そんな気がしますので。ぜひ、その取り組みを地域社会とか地域経済に貢献ができるような取り組みになるように、ぜひ取り組んでいただきたいことをお願いしたいと思うんですが。

そのことについて、再度お答えをいただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたく思います。

山本議員の具体的なお話いただいたんですけれど、例えば、公用車の件でございます。既に充電の機器を整備しておりまして、公用車については今後、計画的にEV化にしていきたいと思います。

それから、民間の方との向けての活動の方向ですけど、具体的に言えば、やはり建築基準法の方がZEH、いわゆるゼロ・エネルギー・ハウスに移ってきてますので、町内の建築関係の方と勉強会をしたりしたいなと思っております。防災のとき、耐震の取り組みのときに耐震の勉強会をやったんですけれど、あれが非常に良かった経験を持っておりますので。

このゼロ・エネルギー・ハウスの技術についても、商工会とかの連携しながら、そういう業界の方と勉強会などをですね今後していきながら、官民で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

どうも、ありがとうございました。

一般質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第2、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）から、議案第5号、黒潮町人権教育推進計画策定委員会設置条例の制定についてまで、および議案第7号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算についてから、議案第9号、令和4年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、宮川徳光君。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

それでは、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査について報告致します。

今回、付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）についてから、議案第7号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算についての5議案となっています。

審査の結果は、5議案共に討論はなく、全会一致で承認または可決すべきものとなりました。

この報告は、質疑があったものを主に行いたいと思います。

なお、提案理由につきましても、本会議にての説明と重複する点も多いと思われそうですが、ご了承ください。

では、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）についてです。

本会議と同様の説明がありまして、委員から、熱損失防止改修住宅の内容はどの質疑がありました。

執行部から、具体的には、窓や壁の断熱性を高めることで、エアコンのエネルギーが少なく済む省エネの家屋となる。そのための費用に対して、1年限りの固定資産税の減税を行うもの、とのことでした。

続きまして、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてです。

本会議と同様の説明がありました。

委員から、この改正は全国的なものか。また、課税限度額が65万円となるのは町民の負担増となるのでは、との質疑がありました。

執行部から、改正は全国的なもの。また、この改正は限度額の引き上げなので、主に高所得者が影響を受ける。1人当たりの医療費が上がってきている中で、税で賄うとなった場合、この改正をしないと中間所得者の方たちの負担が増えるため、高額所得者の方たちにご負担をいただくというもの。しかし、青天井だと高額所得者の方に不公平感が出てくるため、一定の限度額を設けている。毎年、国の方で所得調査を行っており、今回、限度額を超える世帯が0.5パーセントから1.5パーセント内に収まる程度の額で調整している、とのことでした。

続きまして、議案第4号、黒潮町事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例の制定についてです。

条例については、本会議と同様の提案理由の説明がありました。

そのほか、規則の方で専門知識を有するアドバイザーや、委員会の中に各地区から推薦された方や、町の職員などによる作業部会を設置して、該当地域の方々のご意見をまとめ上げていく作業を行い、その後、

策定委員会にて審議をしていただくといった予定にしているとのことでした。

また、策定期間については、佐賀地域にて今年度から取り組み、3年間をめぐりに仕上げていきたい。その後、順次、大方地域にも展開し、最終的には黒潮町としての事前復興まちづくり計画をまとめ上げていきたい、とのことでした。

委員から、3年かけてとのことだが、今年度の作業内容は、また、3年間の工程などは決めているかとの質疑がありました。

執行部から、今年度の作業としては、佐賀地域の事前復興まちづくり計画の方針やコンセプトなど、大きな方針をまず決めたい。また、どういったことについて今後進めていくのかなど、地域の皆さんのご意見を伺いながら、コンサルタントを交えて方向付けをしていきたい。

その後の概要だが、来年度以降に地域に入ってワークショップなどにより地域の声を聞き、まとめ上げることで事前復興計画の素案を作りたい。最終年度の3年目に、その素案をしっかりとした計画に作り上げていくスケジュールとしている。

この3年間で、例えば、浸水区域の住宅の高台移転なども含めて議論していただき、皆さんからのご意見をまとめ上げて、最終的には佐賀地域の未来のまちづくりの絵を描きたいと思っている。その後、佐賀地域で取り組んだ手法を次に生かしていきたいとのことでした。

委員から、委員会の中の作業部会の人数は、また、コンサルタントの内容はとの質疑がありました。

執行部から、現在、作業部会の人数は定めてないが、13地区から推薦された方などで20名ほどになるのではと考えている。また、コンサルタントについては、法的な整備や新しい町の絵を描くことになるので、都市計画専門のコンサルタントにお願いし、作業としては、委員会に出す資料の作成や法的な取りまとめなどをしていただく、とのことでした。

加えて、委員から、3年間の計画策定後、その計画の実行の見通しは、また、高台移転の場所の確保の見通しはとの質疑がありました。

執行部から、現段階では有効な制度がないため、町の財政、また個人の負担も大きい。今後、これらについて勉強し、またさまざまな制度についても検討して、実行に移せるものから移していきたいと考えている。高台移転の場所については、町としてある一定の案はお示ししなければと考えているが、住民の皆さんとお話しをしてじっくりと進めていきたいため、現状、場所の想定はしていないとのことでした。

続きまして、議案第5号、黒潮町人権教育推進計画策定委員会設置条例の制定についてです。

この議案につきましては、本会議と同様の説明がありました。

委員からの特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第7号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算について（第2号）です。

まず、歳入につきましては、本会議場にての説明と同様でした。

これに対して、委員からの特段の質疑はありませんでした。

歳出についてですが。

16ページの下段、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料の南郷小学校校舎・屋内運動場長寿命化改良工事実施設計委託500万5,000円の内容は、外壁の調査が主なもの。

その下、工事請負費の5,285万8,000円は、南郷小学校関連工事で、校舎関連が3,332万円、屋内運動場関連が1,953万8,000円となっている。

なお、校舎については、建築年が平成2年で、経過年数は31年。構造は、鉄筋コンクリートの3階建てで、延床面積は1,950平方メートル。耐震につきましては、新基準適合となっている。



屋根については、成型スレート瓦ぶきで、瓦ぶきの面積が926平方メートル、建築時オレンジ色の塗装がなされていたが、経年劣化により塗装がはがれて瓦の地が見えている状況。そのため雨水がしみ込みやすくなっており、激しい降雨時には3階の音楽室や、2階建ての多目的室部分に雨漏りが生じている。このままでは雨漏りが全体に広がって、天井や壁にも悪影響が想定されている。

このほかにも、外壁もひび割れが多く発生しており、モルタルの防水シートの劣化や、校舎と体育館を結ぶ渡り廊下の屋根にも腐食などの劣化がある。

これらにより、校舎について長寿命化計画で検査を行った結果、健全度点数は100点中62点の評価だった。特に屋根と外壁の評価は、広範囲での劣化が見受けられ、不具合の発生の兆しがあるとして、AからDの4段階評価でC評価としている。

予想される工事内容としては、校舎の屋根については、元のような光沢のある耐候性塗装をして、色も元のオレンジがいいのではと考えている。

その他、外壁の改修、雨どいの塗装、体育館との渡り廊下の補修などを予定しているとのことでした。

次に、体育館について。建設年は昭和60年、経過年数は36年。構造は鉄骨造り、延べ床面積は594平方メートル。耐震については、新基準に適合しているとのことでした。

屋根については、カラー鉄板屋根の塗装がはがれている箇所や、さびの発生も多く見受けられる。雨漏りも発生しており、防水処置も必要な状況。また、壁にも傷んできている箇所がある。

体育館の健全度点数は、100点満点中49点。屋根と外壁について広範囲な劣化が見受けられ、不具合の発生の兆しがあるとして、こちらもC評価としている。

予想される工事内容は、カラー鉄板屋根の塗装で766平方メートル、耐候性塗装を予定しております。外壁の改修も664平方メートルを予想。ひび割れの補修などの防水加工もしたい。

これらは、本来であれば3月議会に提案すべきだったが、学校施設環境改善交付金の内定がなかったためにできなかった。その後、今年4月の内定を受けて今回の提案となったもので、内定の金額は補助金の金額と同額の1,932万6,000円で、補助率は3分の1となっている。

なお、これらの工事に際しては、騒音が出る作業は土日に行うなど、授業の妨げにならないよう配慮していきたいとのことでした。

委員から、校舎と体育館の工事の内容と、屋根の塗装の耐用年数は何年か。また、共に建築後30数年経過しており、塗装し直しではなく思い切った改修が必要では、との質疑がありました。

執行部から、校舎、体育館共に屋根の塗装が主な内容。校舎の成型スレート瓦ぶき、体育館の鉄板屋根共に洗浄した後、塗り直しの設計になると考えている。今回の塗装は、共に耐候性塗装1級の塗装で、耐用年数は15年となっている。

また、今回の改修は、文部科学省の学校環境改善交付金を活用するため、その対象が長寿命化の改修工事となっており、現状のものの改修が目的なので、異なった材質のものの改修は交付金の対象外となってしまう。これにより、現状を考慮してコスト面からも有効と考えた。

この改修では、自転車置き場は対象とならないため現状のままとなるが、それ以外の校舎と体育館の外観はきれいになると考えている、とのことでした。

以上で、議案の審査についての報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、矢野依伸君。

産業建設厚生常任委員長（矢野依伸君）

それでは、今議会、産業建設厚生常任委員会に付託されました議案4件について、6月10日本会議終了後、町長ならびに関係課長出席の下、慎重に審査を致しました。

提案理由説明と重複部分がありますが、その審査経過ならびに結果を報告を致します。

まず、議案第3号、専決処分の承認を求めることについての、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免を、令和3年度に引き続き、令和4年度も実施する条例改正の専決処分であるとの説明に、全会一致で承認をするものと致しました。

次に、議案第7号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算（補正第2号）について、本委員会に分割付託された件について審査を行いました。

予算書16ページ。

歳出、6款農林水産業費、1項農業費、27節繰出金1,140万円の減額は、当初予算で、農業集落排水事業特別会計を令和6年度から公営企業会計適用への移行に伴うシステム導入の財源を一般会計から繰出金で措置をしていたが、新たに地方債の財源措置ができたことにより、これを活用することとしたことによる財源の組み換えによる減額補正との説明を受けました。

同ページの7款商工費、1項商工費、4目産業推進費、18節負担金補助及び交付金の産業振興推進総合支援事業費補助金65万6,000円の増額補正は、当初予算で措置していた、天日塩の生産を行っている2業者への加工施設整備の補助金のうち、熊野浦の土佐のあまみ屋について、設計を見直す中で、こんにちの資材高騰によって、既決予算に不足が生じることから増額補正をするもので、歳入につきましては、全額県補助金で措置を行うものとの説明がありました。

9ページの第2表債務負担行為の補正は、管理型最終処分場整備負担金ではありますが、負担限度額の変更はなく、期間を令和3年度から令和6年度までであったものを令和7年度までとするものであるとの執行部から説明を受け、全会一致で一般会計補正は可決するものと致しました。

次に、議案第8号、令和4年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算（補正第1号）であります。先ほどの議案第7号、一般会計補正予算で報告をしましとおりの、令和6年度からの公営企業会計適用への移行に伴うシステム導入のため、当初予算で一般会計からの繰入金で措置していた1,140万円を減額し、地方債を活用するよう組み換えたことによる補正措置との説明がありました。全会一致で可決するものと致しました。

次に、議案第9号、令和4年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算（補正第1号）であります。議案第7号および第8号で報告をしましとおりの内容で、同様の内容で、本特別会計も令和6年度からの公営企業会計適用への移行に伴う補正で、予算書8ページの歳出、1款事業費、12節委託料200万円を補正し、7ページの歳入につきましては、町債費、地方債で措置をするものであるとの説明があり、全会一致で可決するものと致しました。

なお、議案第7号、第8号、第9号の公営企業会計移行に伴う内容について、委員から、移行の目的等

はどのようなものであるかとの質問に、執行部から、公営企業会計適用をすることで、資産管理や財務状況等をシステム化し、会計の透明化を図って適正な運営を図ることを目的とするものであるとの説明がありました。

以上のとおり、本委員会に付託された議案4件につきましては、全会一致で、承認ならびに可決するものと致しました。

以上で、産業建設厚生委員長の報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

この際、13時10分まで休憩致します。

休 憩 11時 33分

再 開 13時 10分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、討論を行います。

初めに、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第1号の討論を終わります。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第2号の討論を終わります。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第3号の討論を終わります。

次に、議案第4号、黒潮町事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第4号の討論を終わります。

次に、議案第5号、黒潮町人権教育推進計画策定委員会設置条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第5号の討論を終わります。

次に、議案第7号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第7号の討論を終わります。

次に、議案第8号、令和4年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第8号の討論を終わります。

次に、議案第9号、令和4年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第9号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第1号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第2号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第3号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第4号、黒潮町事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、黒潮町人権教育推進計画策定委員会設置条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和4年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和4年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 13時 17分

再 開 14時 05分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第11号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第11号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ9,822万4,000円を追加し、歳入歳出総額を109億1,079万8,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、国のコロナ禍における支援措置の強化対策として、地方公共団体が原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じきめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充したことによる、町のコロナ対策事業の対応となります。

総務費の、新型コロナウイルス感染症対策費において、原油価格、物価高騰に対する農業、漁業、商工業者に対する支援を行うための補助金を補正予算で計上しております。

これらの歳出に対応するための歳入は、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分額8,557万3,000円となりますが、収支の調整は財政調整基金の繰り入れで行っております。

説明は以上でございますが、この後、副町長に補足説明をさせますので、適切にご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第11号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算、補正第3号は、第1条により、既決の予算に歳入歳出それぞれ9,822万4,000円を追加し、総額をそれぞれ109億1,079万8,000円とするものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。13ページをお開きください。

2款1項15目、新型コロナウイルス感染症対策費9,822万4,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となります。

18節負担金補助及び交付金におきまして、補助金事業の予算を計上しております。

まず、施設園芸燃油高騰対策支援事業費補助金850万につきましては、燃油価格高騰の影響を受けている施設園芸農家に対しまして、加温を目的とした燃油購入経費の一部を補助するものでございます。

続きまして、農業者経営支援事業費補助金4,472万4,000円につきましては、肥料等の高騰の影響を受けている農業者に対しまして、農業経営の安定化を図るため肥料等購入経費の一部を補助するものでございます。

続きまして、漁船用燃油高騰緊急対策事業費補助金2,000万円につきましては、コロナ禍の魚価の市場価格の低迷、および燃油価格高騰による経営状況の悪化に対し、漁船用燃油購入経費の一部を補助するものでございます。

最後に、黒潮町商工事業者等経営支援事業費補助金2,500万円につきましては、コロナ禍での経済再開に伴う需要の増加等により、電気料金やガス代などの固定経費の高騰化における事業継続の支援策として、商工事業者が負担した水道光熱費の経費に対しまして補助するものでございます。

続きまして、歳入の説明を致します。12ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国からの配分額となる8,557万3,000円を計上しており、歳出の各種補助金への充当を行うものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金1,265万1,000円の追加により、収支の調整を行っております。

歳入の説明は以上で終わります。

以上で、議案第11号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 4、委員会の閉会中の継続審査および調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定に基づき、議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査について、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (松本敏郎君)

令和 4 年度 6 月第 23 回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、提案させていただきました全ての議案についてご承認賜り、誠にありがとうございます。

本議会を通じていただきましたご意見を参考にしながら、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (小松孝年君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和 4 年 6 月第 23 回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14 時 14 分



会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

小松孝年

署名議員

奥本哲也

署名議員

中島一郎